

入所選考基準の変更点について（優先項目）

1 現行

入所指数が同点の場合、以下の優先項目により入所順位を決定する。

第一優先項目：同居の親族その他のものが、いない場合または保育することができない世帯の申込児を優先する

第二優先項目：第一優先項目でも順位が決定しない場合、申込児が地域型保育事業施設および認証保育所・定期的利用保育事業実施施設の卒園児である場合優先する

第三優先項目：第二優先項目でも順位が決定しない場合、障害がある申込児を優先する※1

第四優先項目：第三優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数の類型により指数を決め、世帯で合算し、類型指数の高い世帯の申込児を優先する

◎ 類型指数

①	類型7（不存在等）	10点
②	類型6（災害）	9点
③	類型4（疾病等）	8点
④	類型1（居宅外労働）	7点
⑤	類型2（居宅内労働）	6点
⑥	類型5（看護・介護）	5点
⑦	類型3（出産）	4点
⑧	類型8-i（就学）	3点
⑨	類型8-ii（就労内定・就学予定）	2点
⑩	類型8-iii（求職）	1点

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯の申込児を優先する

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

① 保護者の状況(就労日数、時間、疾病状況等)が申込み時点で6か月以上継続している世帯

② 育児休業の対象となる申込児の兄または姉が保育所に在籍している世帯

③ 申込児を含め児童2人以上の保育所・地域型保育事業の施設利用申込みをしている世帯

④ 地域型保育事業または認可外保育施設を利用している世帯(保護者が育児休業中の場合は除く)

⑤ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種(※2)についている場合

⑥ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第八優先項目：第七優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する

※1 障害がある児童とは、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童とする。

※2 危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。

- ・刃物を取り扱う業種(例：理髪店等)
- ・機械を取り扱う業種(例：印刷業等)
- ・火を取り扱う業種(例：食堂の調理場等)
- ・薬剤などを取り扱う業種(例：塗装工場等)

2 改定案

入所指数が同点の場合、以下の優先項目により入所順位を決定する。

第一優先項目：同居の親族その他のものが、いない場合または保育することができない世帯の申込児を優先する

第二優先項目：削除

第二優先項目：第一優先項目でも順位が決定しない場合、障害がある申込児を優先する※1

第三優先項目：第二優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数の類型により指数を決め、世帯で合算し、類型指数の高い世帯の申込児を優先する

◎ 類型指数

①	類型9-i（不存在等）	10点
②	類型6（災害）	9点
③	類型4（疾病等）	8点
④	類型3（出産）	7点
⑤	類型1（居宅外労働）	6点
⑥	類型2（居宅内労働）	5点
⑦	類型5・9-iii（看護・介護）	4点
⑧	類型7（就学）	3点
⑨	類型9-ii（就労内定・就学予定）	2点
⑩	類型8（求職）	1点

第四優先項目：第三優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯の申込児を優先する

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

① 保護者の状況(就労日数、時間、疾病状況等)が申込み締切日時点で6か月以上継続している世帯

② 削除

② 申込児を含め児童2人以上が保育所又は地域型保育事業所の利用申込み(転園除く)をしている世帯

③ 3名以上の小学校又は特別支援学校中等部等の卒業前の児童がいる世帯

④ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種(※2)についている場合

⑤ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する

※1 障害がある児童とは、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童とする。

※2 危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。

- ・刃物を取り扱う業種(例：理髪店等)
- ・機械を取り扱う業種(例：印刷業等)
- ・火を取り扱う業種(例：食堂の調理場等)
- ・薬剤などを取り扱う業種(例：塗装工場等)